

マンション環境性能表示について

1. 再構築後の表示（案）

マンション環境性能表示における表示内容は、環境計画書での記載内容に基づいて決定する。（住宅用途及び建物全体の延床面積による）

→ 4分野全てに関する表示 又は **エネルギー分野に限定した表示** の2種類

① 住宅用途（集合住宅）の延床面積が 2,000 m² 以上の場合

(1) 建物の延床面積が 5,000 m² 超の場合

・環境計画書は4分野全てに関して記載義務 → 4分野に関する表示【現行と同じ】

(2) 建物の延床面積が 2,000～5,000 m² の場合

・環境計画書は「エネルギーの使用の合理化」に関してのみ記載義務

ア) 環境計画書で4分野全て記載 → 4分野に関する表示

イ) 環境計画書でエネルギー部分のみ記載 → **エネルギー分野に限定した表示**

② 住宅用途（集合住宅）の延床面積が 2,000 m² 未満の場合

【現行】環境計画書の提出対象外 → マンション環境性能表示の義務対象外

【再構築後】環境計画書の任意提出により、販売等が目的の広告などへの**表示が可能**

(1) 建物の延床面積が 2,000 m² 以上の場合

・上の①(1)または(2)の規模に応じた対応

(2) 建物の延床面積が 2,000 m² 未満の場合

・環境計画書は「エネルギーの使用の合理化」に関してのみ記載（任意）

→ 環境計画書の提出により、**エネルギー分野に限定した表示が可能**

【環境性能表示のイメージ】（具体的な表示項目等は今後検討）

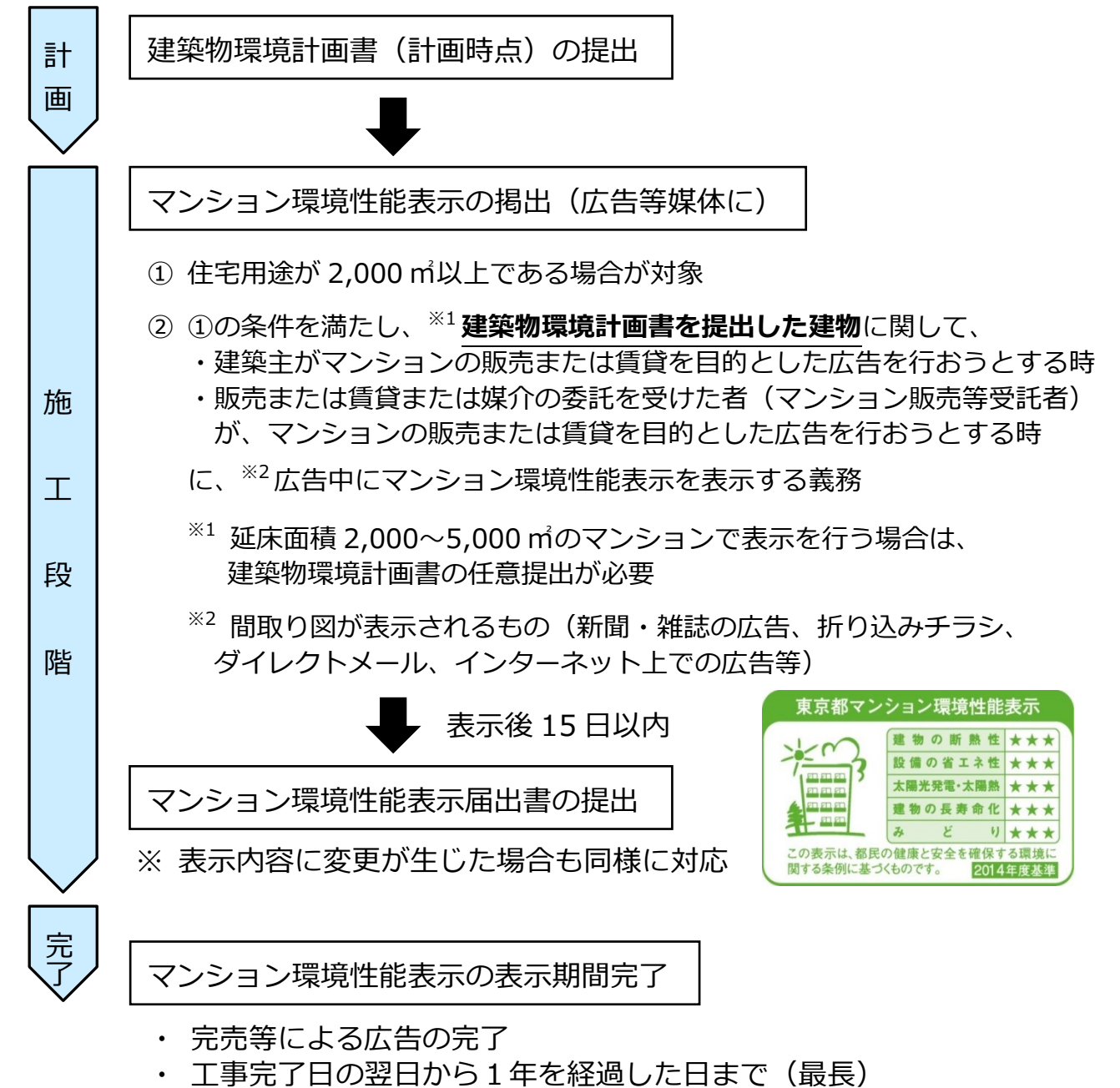
(a) 4分野全てを表示

(b) エネルギー分野に限定した表示



- ・建築主による自己評価の結果である旨の記載
- ・環境確保条例に基づく表示である旨の記載
→ (b)の表示には、「建物が一定規模未満のため、エネルギーに限定した表示である」旨を記載
- ・基準年度の表示

（参考）現行のマンション環境性能表示の手続きの流れ



表：環境計画書において記載する環境配慮措置の内容（延床面積別）

環境配慮措置	延床面積[m ²]						
	5,000超		2,000～5,000		2,000未満		
	現行	再構築後	現行	再構築後	現行	再構築後	
エネルギーの使用の合理化	断熱性	○	○	△	○	—	△
	省エネ性	○	○	△	○	—	△
	再エネ導入	○	○	△	○	—	△
資源の適正利用	○	○	△	△	—	—	
自然環境の保全	○	○	△	△	—	—	
ヒートアイランド現象の緩和	○	○	△	△	—	—	

○：義務対象 △：任意対象 —：対象外